

令和2年7月20日

各事業者団体 御中

農 林 水 産 省  
財 務 省  
国 税 庁

消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について  
(協力依頼)

平素から、農林水産行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和元年10月1日から、消費税率の引上げと併せて軽減税率制度が実施されました。貴団体及び貴団体傘下の各団体におかれましては、軽減税率制度へご対応いただき、誠にありがとうございます。

さて、軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されることとなっています。インボイス制度は、事業者の消費税額の計算や取り交わされる請求書等に関するものであることから、多くの事業者の皆様が制度を理解していただき、準備や対応を行っていただく必要があります。

そのため、ご希望がございましたら、貴団体開催の会員向けの説明会・研修会に財務省・国税職員を派遣させていただきたいと思っておりますので、こうした説明会・研修会の開催についてご検討いただけますと幸いです。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応や感染防止の観点から、現時点では開催が困難な場合もあると思っておりますので、開催時期や実施方法については、貴団体の状況に応じてご検討いただきますようお願いいたします。

※ オンラインでの説明や少人数・複数回の開催も相談いただけます。具体的な説明会・研修会への講師派遣要領については、別添をご参照ください。

また、制度に関するパンフレット(別添)を作成・公表しましたので、併せて送付いたします(以下は国税庁HPのURL)。

ご参照いただくとともに、貴団体の会員企業の皆様にも共有いただきますようお願いいたします。

**【国税庁HP】**

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

貴団体におかれましては、引き続きこうした制度の周知等にご協力いただきますようお願いいたします。